

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月
結婚後、義父が私の国民年金の加入手続をして、昭和45年9月から義父母と私の3人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたため、申立期間の1か月のみ納付していないのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立期間当時、申立人と同居し、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の義父母は保険料を完納していることから、申立人の国民年金の加入手続を行い、当時、申立人とその義父母の3人分の保険料を納付していたとする申立人の義父は、国民年金保険料の納付意欲が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間前後の昭和45年9月から同年11月までの期間及び46年1月から49年8月までの期間は、記録上、未納とされていたが、申立人の所持する領収書、A市の被保険者名簿及び社会保険庁の被保険者台帳で納付が確認できたことにより、平成20年に職権で納付済みへと記録訂正されていることから、当時の記録管理に不備があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から39年3月まで
昭和35年から3年間はA市に住んでいた。同市では、国民年金保険料を納付していなかったが、38年の春ごろB市に転居してからは、国民年金保険料を納付した。集金人から払えと言われ、納付したことを記憶している。申立期間のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人の国民年金加入期間は大部分が任意加入期間であり、付加保険料も247か月納付していることから、申立人は、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人がB市に転居した正確な時期は不明であるが、申立人の被保険者台帳は、昭和39年9月18日にC社会保険事務所に移管されていることから、仮にこの時点で、申立人が同市に転居し、国民年金の手続を行ったとしても、申立期間の保険料は過年度納付が可能である上、申立人は昭和42年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、同市に転居した時点で、申立期間の国民年金保険料についても、納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金は、町内会の勧めで加入した。その後、長男がA県の大学に行っていた暑い夏の日、集金人から、年金の保険料をさかのぼってすべて納めると、将来満額の年金が受給できると説明を受けたので、手元にあったお金で納付した。3万円を支払ってお釣りをもらった記憶がある。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したとする、その長男が大学に在学していた期間（昭和44年4月から48年3月まで）は、第1回の特例納付が実施されていた時期（昭和45年7月から47年6月まで）とおおむね合致していることから、申立人が第1回の特例納付を利用し、申立期間の国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立期間の保険料の納付に必要な金額は2万1,600円となるが、申立人は3万円を支払ってお釣りをもらったとしており、申立内容に不自然さは無い。

加えて、申立人は、昭和42年6月ごろに国民年金の加入手続を行った後、過去にさかのぼって納付可能な40年4月から42年3月までの国民年金保険料を同年11月17日に過年度納付しているなど、国民年金の未納解消に努めていたことがうかがわれる上、その夫は、国民年金加入期間の大部分を付加納付しているなど、申立人及びその夫は国民年金保険料の納付意識が高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和52年11月から53年6月までは17万円、56年7月から57年6月までは22万円、59年7月から60年6月までは26万円、同年7月から61年6月までは28万円、同年7月から同年11月までは30万円、同年12月から62年6月までは32万円、同年7月から63年6月までは34万円、同年7月から平成元年6月までは36万円、同年7月から2年6月までは38万円、同年7月から3年1月までは41万円、同年2月から4年2月までは44万円、同年3月から5年6月までは47万円、同年7月から6年6月までは50万円、同年7月から8年9月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月1日から平成8年10月21日まで
昭和52年11月1日から平成8年10月21日までA社に勤務したが、給与明細書と社会保険事務所の標準報酬月額の記録に金額の相違がある。給与明細書を添付するので速やかに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、昭和52年11月は10万4,000円の資格取得時決定、53年10月は11万8,000円、54年10月及び55年10月は12万6,000円、56年10月は14万2,000円、57年10月は15万円、58年10月は17万円、59年10月は19万円、60年10月及び61年10月は22万円、62年10月は24万円、63年10月は26万円、平成元年10月は30万円、2年10月及び3年10月は32万円、4年10月は34万円、5年10月、6年10月及び7年10月は38万円の定時決定の記録が確認できるものの、厚生年金保険被保険者資格取得届及び定時決定の標準報酬月額の届出について、当時の事業主は既に死亡しており確認することはできないが、元役員は、基本給は低額で諸手当が多く、基本給を基に実際の給与より低額の標準報酬月額を届け出ており、源泉徴収簿と給与明細書の金額も相違していた旨証言していることから、当時の事業主は、実際の給与支給額に基づく適正な届出を行

なっていないなかったものと推認できる。

また、申立期間のうち、昭和52年11月、56年7月及び同年8月、平成2年12月、4年7月及び同年8月、5年1月、同年4月から同年6月まで、6年4月から同年6月まで、7年4月から同年6月まで、8年4月から同年6月まで、同年10月については、申立人は給料支給明細書を所持しているものの、当該期間を除く期間については給料支給明細書を所持しておらず、申立人が主張する厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

しかし、申立期間のうち、昭和59年7月、同年12月、60年7月、同年12月、61年7月、同年12月、62年7月、63年7月、同年12月、平成元年7月、同年12月、2年7月から同年9月まで、同年11月、3年2月、同年5月及び同年6月、同年8月、同年10月、同年12月、4年3月から同年6月までについては、申立人が所持する給与支払通知において給与手取り額が確認できるところ、当時の役員や複数の同僚は、「昭和のころは給与明細書ではなく、メモ書きで、手取り額のみ記載であった」と証言している上、現事業主は、当該給与支払通知が先代の事業主によって交付されたものであることを認めており、また、申立人が所持する給料支給明細書及び同明細書と給与支払通知が混在している2年について、同明細書により確認できる手取り額と同通知による手取り額は一致していること、及び前述の元役員の証言を踏まえると、当該期間においては、当該通知における手取り額から算出される報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたものと推認できることから、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、当該事業所は、当時の給料昇給月は毎年7月であった旨回答しているところ、申立人が所持する給料支給明細書において確認できる保険料控除額及び給与支払通知並びに同僚の証言等から判断すると、申立期間のうち、昭和52年11月から53年6月までは17万円、56年7月から57年6月までは22万円、59年7月から60年6月までは26万円、同年7月から61年6月までは28万円、同年7月から同年11月までは30万円、同年12月から62年6月までは32万円、同年7月から63年6月までは34万円、同年7月から平成元年6月までは36万円、同年7月から2年6月までは38万円、同年7月から3年1月までは41万円、同年2月から4年2月までは44万円、同年3月から5年6月までは47万円、同年7月から6年6月までは50万円、同年7月から8年9月までは53万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のうち、昭和53年7月から59年6月までの期間を除き、給料支給明細書及び給与支払通知から認められる給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないこと

から、事業主は、給料支給明細書及び給与支払通知から認められる給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和53年7月から56年6月まで及び57年7月から59年6月までの期間については、長期間にわたって、申立人の給与から控除された厚生年金保険料を確認できる給与明細書等の資料は無く、当該事業所には申立期間に係る賃金台帳は保存されていない上、顧問先である会計事務所においても平成元年以前の源泉徴収簿等は保存されていないことから、厚生年金保険料の控除を確認することができず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和53年7月から56年6月まで及び57年7月から59年6月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年10月から8年1月までの期間及び9年11月から10年10月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、7年10月から8年1月までの期間は20万円、9年11月から10年10月までの期間は15万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、上記の平成7年10月から8年1月までの期間を含む7年4月から8年1月までの期間に係る標準報酬月額の記録については28万円、同年2月から同年5月までの期間については15万円、同年6月から同年9月までの期間については10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間について、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から10年11月30日まで

A社に勤務した期間のうち、平成7年4月1日から10年11月30日までの期間について、社会保険庁の標準報酬月額が実際の給料より低い標準報酬月額とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間のうち、平成7年10月から8年1月までの期間及び9年11月から10年10月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、7年10月から8年1月までは20万円、9年11月から10年10月までは15万円と記録されていたが、7年10月から8年1月までの期間については、同年1月26日付けで9万8,000円、また、9年11月から10年10月までの期間については、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成10年11月30日）の後の11年1月8日付けで9万2,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる上、代表取締役についても9年11月から10年10月までの期間が11年1月8日付け、申立人以外の取締役についても7年10月から8年1月までの期間が同年1月26日付

け及び9年11月から10年10月までの期間が11年1月8日付けで申立人と同様にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、申立事業所に係る滞納処分票は保存期限経過のため申立期間の経営状況について確認することができなかったが、申立人は、給与の遅配や分割支給等があったことを述べているほか、当該事業所が保管している平成7年4月及び同年7月から適用される随時改定に関する届出書の控えに記入された各月の報酬月額、当該事業所から提出された給料工賃支払明細書において確認できる当該各月の報酬月額より低額であることから、事業主は業績悪化による滞納保険料について軽減を図っていたと考えられる上、申立期間のうち8年1月以降、引き続き当該事業所に在職していた複数の従業員は、給与の支給状況は悪かった旨証言していることを踏まえると、当該事業所は7年当時において社会保険料を滞納していた事情がうかがえる。

なお、申立期間当時、申立人は取締役であったが、経営関与や会議などの出席も無かったとしているところ、複数の同僚は、「申立人は、工場で自分たちと同じ業務に従事していた」と回答していることから、当該訂正処理について、権限を有していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する訂正処理が行われたものと認められ、申立人の申立期間のうち、平成7年10月から8年1月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である20万円、9年11月から10年10月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である15万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年2月から9年10月までの期間について、当該事業所が保管する(副)健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書において、当該月額変更の決定通知日が8年1月26日となっているところ、同年2月から当該給料工賃支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が引き下げられていることが確認できることを踏まえると、事業主は、同年2月からは報酬月額の減額を認識していたものと認められることから、同月以降の記録については、当該遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、当該給料工賃支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成7年4月から8年1月までの期間については28万円、同年2月から同年5月までの期間については15万円、同年

6月から同年9月までの期間については10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については当該給料工賃支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成7年4月から8年9月までの期間及び9年11月から10年10月までの期間において一致していないことから、事業主は、当該給料工賃支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、当該給料工賃支払明細書によれば、申立期間のうち、平成8年10月から同年12月までの期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額は社会保険事務所で記録されている標準報酬月額より低額であり、9年1月から同年10月までの期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることから、8年10月から9年10月までの期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年10月から8年1月までの期間及び9年11月から10年10月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を7年10月から8年1月までの期間は24万円、9年11月から10年10月までの期間は15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から10年11月30日まで

昭和51年6月から父の経営するA社に勤務した。平成7年ごろ経営状態が悪化し、B社会保険事務所職員が滞納保険料の督促に来ていた。社長である父親に上記事務所職員から取締役の私と弟の給料を下げ滞納分を埋めるよう提案があったようで、12年、父親の死亡後、社会保険事務所職員と父親の筆跡で、押印した届出書が出てきた。年金問題が騒がれ標準報酬の改ざんとはこのようなことかと認識した。給料工賃支払明細書に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間のうち、平成7年10月から8年1月までの期間及び9年11月から10年10月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、7年10月から8年1月までは24万円、9年11月から10年10月までは15万円と記録されていたが、7年10月から8年1月までの期間については、同年1月26日付けで9万8,000円、また、9年11月から10年10月までの期間については、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成10年11月30日）の後の11年1月8日付けで9万2,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる上、代表取締役についても9年11月から10年10月までの期間が11年1月8日付け、申立人以外の取締役についても7年10月から8年1月までの期間が同年1月26日付け及び9年11月から10年10月までの期間が11年1月8日付けで申立人と同様にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、申立事業所に係る滞納処分票は保存期限経過のため申立期間の経営状況について確認することができなかったが、申立人は社会保険事務所が滞納保

険料の取立てに来ていたことを述べているほか、当該事業所が保管している平成7年4月及び同年7月から適用される随時改定に関する届出書の控えに記入された各月の報酬月額、当該事業所から提出された給料工賃支払明細書において確認できる当該各月の報酬月額より低額であることから、事業主は業績悪化による滞納保険料について軽減を図っていたと考えられる上、申立期間のうち8年1月以降、引き続き当該事業所に在職していた複数の従業員は、給与の支給状況は悪かった旨証言していることを踏まえると、当該事業所は7年当時において社会保険料を滞納していた事情がうかがえる。

なお、申立期間当時、申立人は取締役であったが給与計算事務のみ担当しており、経営関与や会議などの出席も無かったとしているところ、複数の同僚は、「申立人は主に工場で自分たちと同じ業務に従事していた」と回答していることから、当該訂正処理について、権限を有していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する訂正処理が行われたものと認められ、申立人の申立期間のうち、平成7年10月から8年1月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である24万円、9年11月から10年10月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である15万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年2月から9年10月までの期間について、当該事業所が保管する(副)健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書において、当該月額変更の決定通知日が8年1月26日となっているところ、同年2月から当該給料工賃支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が引き下げられていることが確認できることを踏まえると、事業主は、同年2月からは報酬月額の減額を認識していたものと認められることから、同月以降の記録については、当該遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成7年4月から同年9月までの期間及び8年2月から同年9月までの期間について、当該給料工賃支払明細書により、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できるものの、申立人は、給与計算事務を担当しており、当該事業所が7年2月に不渡りを出すなど経営状態が悪化し、社会保険事務所の職員が滞納保険料の督促に来ていたことを承知していたことを踏まえると、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第1項但書の規定により、当該事業主が当該業務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

さらに、当該給料工賃支払明細書によれば、申立期間のうち、平成8年10月から同年12月までの期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額は

社会保険事務所で記録されている標準報酬月額より低額であり、9年1月から同年10月までの期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることから、8年10月から9年10月までの期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月30日から同年7月1日まで
② 昭和30年12月30日から31年1月1日まで

私は、昭和29年4月1日にA社本社に入社し、同年7月1日に同社B支店へ転勤、31年1月1日に同社本社へ転勤し、36年4月まで継続して勤務した。社会保険庁の記録では、同社B支店への転勤時の資格喪失日が29年6月30日、同社本社への転勤時の資格喪失日が30年12月30日となっているため、2か月の厚生年金保険未加入期間がある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答から判断すると、申立人がA社本社及び同社B支店に継続して勤務し（昭和29年7月1日にA社本社から同社B支店へ異動し、31年1月1日に同社B支店から同社本社へ異動）、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和29年5月及び30年11月の社会保険事務所の記録から、申立期間①については7,000円、申立期間②については9,000円とすることが妥当である。

なお、両申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①について、A社本社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日が昭和29年6月30日であることから、事業

主が同日を資格喪失日として届けているほか、申立期間②について、同社B支店の事業主は、「当時の資料は保存されていないが、本来、昭和31年1月1日を資格喪失日として届け出るべきところ、年末の最終勤務日である30年12月30日を誤って資格喪失日として届け出たと思う」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月及び30年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における記録のうち、申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和22年6月1日に、申立期間②の資格喪失日に係る記録を26年7月1日に、申立期間③の資格取得日に係る記録を同年10月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①については600円、申立期間②及び③については8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 2 月 1 日まで
② 昭和 26 年 6 月 1 日から 同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 26 年 10 月 30 日から 同年 12 月 1 日まで

私は、昭和14年3月22日にA社に正社員として入社してから56年7月31日に同社を定年退職するまで継続して勤務した。3つの期間の記録が無いが、同社の人事担当者から在職証明書をもっており、空白期間は無いはずなので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主の在職証明書、雇用保険の記録及び同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和22年6月1日にA社C本社から同社B支店へ異動し、26年7月1日に同社B支店から同社D支店へ異動、また、同年10月30日に同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和23年2月、26年5月及び同年12月の社会保険事務所の記録から、申立期間①については600円、申立期間②及び③については8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては、当時の資料は無く不明と回答して

おり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主
が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事
務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事
情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る資格取得日を昭和42年9月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から42年9月11日まで
昭和39年4月1日に入社し平成12年7月16日付けで定年退職するまで、一貫してA社（現在は、B社）に途中休職等は一切無く勤務した。私の手元に転勤辞令が残してあるので、最初の転勤時の記録誤りを訂正してもらいたい。年金受領額に影響は無いにしても誤った記録は納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びB社から提出された人事記録により、申立人がA社に継続して勤務（昭和42年9月1日にA社から同社C工場に異動）していたことが認められる。

なお、社会保険庁のオンライン記録においては、申立人に係る昭和42年9月は、厚生年金保険の被保険者期間とされている。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、平成15年6月30日及び同年12月10日の標準賞与額は24万円、16年6月30日、同年12月10日及び17年6月30日の標準賞与額は25万6,000円と記録されているところ、当該記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を15年6月30日及び同年12月10日は24万円、16年6月30日、同年12月10日及び17年6月30日は25万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月30日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月30日

平成15年6月分賞与から17年6月分賞与までの5回分の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたが、年金記録履歴には、この期間の記録が記載されていないため、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険標準賞与額記録については、平成21年8月17日付け訂正処理により、15年6月30日及び同年12月10日を24万円、16年6月30日、同年12月10日及び17年6月30日を25万6,000円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とは

ならない期間とされている。

しかし、すべての申立期間に支給された給料明細書（賞与分）及びA社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額については、当該明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、平成15年6月30日及び同年12月10日は24万円、16年6月30日、同年12月10日及び17年6月30日は25万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届における平成15年6月分賞与、同年12月分賞与、16年6月分賞与、同年12月分賞与及び17年6月分賞与の標準賞与額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所は申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月1日まで
昭和44年4月1日から平成9年4月20日まで継続してA社に勤務しており、昭和53年9月30日が空白となっていることに納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された辞令及びA社B工場から提出のあった在職証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和53年10月1日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された昭和52年8月の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された意見書において、「社内での事業所間異動の際、当時の事務担当者が誤った手続をしてしまったことが原因と推測され、年金記録としては誤ったものとなっておりますので、弊社といたしましても、年金記録の訂正を願い出るものです」と回答していることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和53年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から49年6月まで

当時は、私の収入をすべて家計の一部として母親に渡していた。両親の国民年金保険料は納付済みとなっているので、当然私も一緒に納付していると思われる。未加入となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその母親は高齢であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等の記憶が曖昧であり、申立期間当時の状況は明らかでないほか、その父親は既に死亡しているため、証言を得ることもできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年3月に払い出されており、同年2月9日が資格取得日となっていることから、申立期間に申立人が居住していたとするA市及びB町による申立人の国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から61年3月まで

結婚を契機に、昭和50年5月に国民年金の加入手続をした。その際、同時に付加保険料の加入手続もした。最初は、A町役場で納付し、その後口座振替にした。申立期間について、定額保険料のみの納付とされ、付加保険料の納付が無いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町では、付加保険料納付者には、定額保険料と付加保険料とを併せて1枚の納付書を送付していたとしており、このため、申立人が付加保険料を納付する場合には、定額保険料と合わせて納付することになる。しかし、131か月と長期間にわたる申立期間のすべての納付機会において、同時に納付された保険料のうち定額保険料のみが納付済みと記録され、付加保険料の納付が記録から欠落したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間中に納付方法を口座振替に変更したとしていたことから、国民年金の口座振替を行っていた金融機関に、申立期間中の国民年金の振替記録を確認したところ、定額保険料のみが振替されていた。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が付加保険料の申出を行い、付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から61年3月まで
昭和46年12月に任意加入してからは、毎月、市役所に行って納付書により納付しているはずである。辞める手続はしておらず、年金を受け取る年齢になって、払ってないということを知った。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録のほか、市の被保険者名簿によれば、昭和55年4月1日資格喪失、61年4月1日資格取得となっており、この間は市役所から申立人に対して納付書の発行は無かったと考えられることから、申立人は、毎月、市役所で国民年金保険料が納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間における国民年金保険料の具体的な納付方法等の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から59年9月まで

父親は、私の保険料をA組合（現在は、B社C支店。以下「A組合」という。）に振り込んだことがあると言っている。父親名義のA組合の預金通帳（昭和51年から53年まで）があるため、納付したと思う。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親に聴取しても、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を裏付ける具体的な証言等を得ることはできなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年9月ごろに払い出されており、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親は、申立人が婚姻する前の昭和51年から53年までのA組合の預金通帳を所持しており、申立人の両親の国民年金保険料が振り替えられていることは確認できるが、申立人の国民年金保険料が振り替えられた形跡及び申立人の国民年金保険料額分の金額が引き出された形跡は認められなかった。

加えて、A組合の昭和59年度分の出金記録の確認も行ったが、申立人の国民年金保険料が振り替えられた形跡は認められなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年3月まで

20歳になった昭和36年ごろ、母親と一緒に国民年金に加入したと思う。最初は100円ぐらいの保険料で、婦人会の人が集金に来ていた。同年12月に婚姻後、夫は国民年金に未加入だったので、私が、A町役場（現在は、B市役所）で、夫の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の保険料を婦人会の集金で納付した。途中、C市やD市に転居した期間があるが、その期間は、国民年金の手続はしていないので、納付していない。43年にA町に戻り、同町役場で国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続も行った。この時の手続で、最初に加入した国民年金と続いているものと思っていた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に婚姻したその夫の国民年金加入手続及び保険料納付も行っていたと述べているが、その夫についても、申立期間については、申立人と同様に未加入期間となっている。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和43年4月ごろ、連番で払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の昭和36年当時の国民年金加入手続に係る記憶は明確でなく、関係人の証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

加えて、申立人は、C市やD市に住所を移した期間については、国民年金の住所変更手続及び保険料納付は行っていないと述べているが、申立人の申立期間における住所変更の記憶が曖昧で、申立人の戸籍の附票は、除籍から5年が経過しているため、当該転居の事実確認が^{あいまい}できないことから申立期間の特定ができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月から 32 年 6 月 1 日まで

父親が材木商を経営していた関係で、昭和 30 年に学校を卒業後、同年 9 月ごろにA組合に社員として入社し、33 年の春ごろまで勤務した。仕事は主に現場を見回る仕事であった。B 県内及び他府県から材木が集められ、月に 3 回、市を開催していた。また、野球が盛んでピッチャーを任され 2 年投げた。監督は同じ建物で働いていた C さんであった。そのほか、私より 2 年以上後に事務職で女性の D さんが入社してきた。今は紛失してないが、退職時、厚生年金受領資格書の様式が記入された名刺よりやや大きめの証書をもたらったことを覚えている。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時において、既に退職していた A 組合の先輩及び同じ建物内にあった E 組合連合会の従業員の証言から、勤務期間の特定はできないものの、A 組合において勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票に記載された資格取得日は昭和 32 年 6 月 1 日となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、A 組合は、昭和 45 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び経理担当者は他界しているため、申立人の主張を確認できる証言及び関連資料等を得ることができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 31 日から 43 年 1 月 10 日まで
60 歳の年金受給時に A 社の加入期間が少ないのが不思議であった。その後、ねんきん特別便で 2 度脱退しているとの記載があり、社会保険事務所に
出向き 1 度だけの脱退であることを申し立てた。途中の期間を含めずに脱退
するのはおかしいので、脱退手当金の支給記録を取り消して年金対象期間に
加えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金を受給したと認めている B 社、C 社及び D 社の期間と E 社の申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっていて、申立人が受給を認めている期間の最終事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示は無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給したことがうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る事業所の申立人の厚生年金保険被保険者原票には、当該「脱」の表示が記されているとともに、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額はおおむね一致しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 43 年 6 月 4 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には同年 4 月 5 日に脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 11 日まで
昭和 23 年 11 月 16 日付けで脱退手当金が支給済みとのことだが、当時は A 区に勤務し、単身で下宿生活をしており、脱退手当金を受給した記憶も無い。脱退手当金支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 23 年 11 月 16 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。